

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和7年 4 月 9 日

滋賀県知事 殿

提出者

住 所 近江八幡市土田町1379番地

氏 名 近江八幡市立総合医療センター

近江八幡市病院事業管理者 宮下浩明

電話番号 0748-33-3151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	近江八幡市立総合医療センター
事業場の所在地	近江八幡市土田町1379番地
計画期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	中分類83 医療業
②事業の規模	病床数 407床
③従業員数	921名(令和7年4月1日現在)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	院内各部署(ダンボール・プラスチック容器に詰める)→スタッフによる院内運搬→院内廃棄物集積庫→収集運搬→焼却(中間処理)→埋立(最終処分)(業務委託)

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項	
(管理体制図)	
院長(統括)	役割：廃棄物の発生抑制、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営
↓	
副院長〈兼看護部長〉(責任者)	役割：廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
↓	
総務課管理グループ(施設担当)	役割：廃棄物処理計画書の作成、委託契約の締結、監督官庁への各種報告

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度(令和6年度)実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染症廃棄物	引火性廃油
	排出量	222.550t	1.100t
	(これまでに実施した取組) <ul style="list-style-type: none"> ・感染症廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物の徹底した分別の実践 ・徹底した分別教育(新規採用者研修)の実施 ・分別の啓発ポスター製作、掲示 ・院内各排出部署への巡回指導 ・院内感染防止に加え、定期的な廃棄物に分別徹底教育 		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	排出量	220.000t	1
	(今後実施する予定の取組) <ul style="list-style-type: none"> ・院内感染防止に加え、定期的な感染性廃棄物、産業廃棄物、一般廃棄物の分別徹底教育による特別管理産業廃棄物(感染性廃棄物)排出量の抑制化の継続 		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ol style="list-style-type: none"> 1. 液状又は汚泥物(血液・組織・器官等) 2. 固形状物(血液付着ガーゼ・血液付着注射筒等) 3. 鋭利な物(注射針・メス等) 4. 使用済おむつ 5. 引火性廃油 <p>★3. についてはプラスチック容器、5. についてはポリ容器、</p>
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) <ul style="list-style-type: none"> ・感染制御室、医療安全管理室担当者と連携、協力して針刺し事故(院内感染)を防止するべく継続した分別徹底教育と実践、啓発活動 ・新規採用者研修時に加え定期的な分別教育の実施(継続) ・落下針をなくすべく教育の実施(継続)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	—	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（令和 6年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃棄物
	全処理委託量	222.550 t	1.100 t
	優良認定処理業者への処理委託量	222.550 t	1.100 t
	再生利用業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・近江八幡市役務提供入札指名登録業者を参加資格とした一般競争入札を実施し、落札業者と書面による契約書(運搬及び処分の許可証添付含む)の締結をしたのち委託業務の開始 ・委託先の収集運搬業及び処分業の各許可証の確認(廃棄物種類、有効期限)の徹底 ・最終処分場(埋立地)の見学 			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	引火性廃油
	全処理委託量	220.000 t	1.000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	220.000 t	1.000 t
	再生利用業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	— t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	— t	— t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染性廃棄物処分等業務委託先の継続、変更にかかわらず適正な収集運搬・計量・処分をおこなっているかの現地確認 (毎年実施) 			
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度】 (令和 6年度) 実績		
	特別管理産業廃棄物 排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	223.650 t	
	<p>(今後実施する予定の取組等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月23日から電子マニフェスト (紙マニフェストから移行) 済み ※今後も電子マニフェストを継続予定 		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。